

石川県発注工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等に関するQ&A

令和5年1月1日
石川県土木部監理課

このQ&Aは、建設業法、監理技術者制度運用マニュアル等の関係規定をもとに、石川県発注工事における取扱いについて整理したものです。

他機関における取扱い等については、当該機関に確認してください。

- 問1 主任技術者や監理技術者とは何ですか。
- 問2 主任技術者や監理技術者の専任とはどういうことですか。
- 問3 主任技術者や監理技術者は複数の工事を兼務することができますか。
- 問4 主任技術者の兼務申請はどのように行うのですか。
- 問5 主任技術者の兼務が可能か事前に確認できますか。
- 問6 一般競争入札の配置予定技術者として、他工事に従事中の主任技術者を申請してもよいですか。
- 問7 現場代理人とは何ですか。
- 問8 現場代理人の常駐とはどういうことですか。
- 問9 現場代理人は複数の工事を兼務することができますか。
- 問10 現場代理人の兼務申請はどのように行うのですか。
- 問11 指導技術者は複数の工事を兼務することができますか。
- 問12 監理技術者等、現場代理人又は指導技術者を途中で交代できますか。

問13 営業所の専任技術者を監理技術者等、現場代理人又は指導技術者として現場に配置することはできますか。

問14 石川県発注工事と他機関（市町等）発注工事について、主任技術者や現場代理人の兼務は可能ですか。

問1 主任技術者や監理技術者とは何ですか。

建設業者（建設業の許可を受けた者）は、元請負人・下請負人の別、請負金額の大小に関わらず、施工における技術上の管理（工程管理、品質管理、安全管理等）をつかさどる者として、所定の資格を有する主任技術者を配置しなければなりません。

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が、4,500万円（建築一式工事の場合は 7,000万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を配置しなければなりません。

なお、監理技術者等（主任技術者又は監理技術者）は、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされます。したがって以下のような技術者の配置は認められません。

- ・ 直接的な雇用関係を有しない場合（在籍出向者や派遣など）
- ・ 恒常的な雇用関係を有しない場合（一つの工事のみの短期雇用など）

特に、国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

問2 主任技術者や監理技術者の専任とはどういうことですか。

国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する建設工事については、工事一件の請負代金の額が 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）である場合は、監理技術者等（監理技術者又は主任技術者）を専任で配置することが必要となります。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。

また、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても、次に掲げる期間については、工事現場への専任は必要としません。

ただし、いずれの場合も、発注者と受注者の間で、次に掲げる期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっていることが必要です。

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ② 自然災害の発生等により工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し、後片付け等のみが残っている期間
- ④ 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

問3 主任技術者や監理技術者は複数の工事を兼務することができますか。

工事一件の請負代金の額が、監理技術者等（主任技術者又は監理技術者）の専任が必要となる金額の場合※は、当該工事に配置される監理技術者等は、当該工事現場に係る職務のみに従事しなければならず、他の工事現場に係る職務を兼務することはできません。

※ 工事一件の請負代金の額が 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）である場合

ただし、専任を要する工事であっても、以下の要件をすべて満たす場合は、密接な関係のある二以上の工事として、発注機関の承認を得た上で、同一の専任の主任技術者（監理技術者は除く。）が、原則2件程度まで管理することができるものとします。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請負人が施工する場合等を含む。）であること
- ② 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合であること
- ③ 次に定める工事でないこと
 - ア 新工法を採用した工事
 - イ 施工条件が厳しい工事
 - ウ 第三者に対する影響が大きい工事
 - エ トンネル・橋梁などの重要構造物工事
 - オ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
 - カ その他、兼務を承認することが適当でない工事

なお、工事一件の請負代金の額が、監理技術者等の専任が必要でない金額の場合は、技術者の兼務について、法令上の制限はありません。

ただし、監理技術者等は施工における技術上の管理（工程管理、品質管理、安全管理等）をつかさどる者であることから、適正な施工の確保に支障をきたすことのないよう、受注者において十分に留意してください。

問4 主任技術者の兼務申請はどのように行うのですか。

工事受注後、兼務を希望する際に「主任技術者の兼務承認申請書（様式第1号）」により、以下①～②のとおり申請してください。

- ① 兼務を希望する工事がいずれも専任の必要な工事※である場合
既に従事している工事の発注機関の承認を先に得た上で、これから従事しようとする工事の発注機関に申請してください。

※ 一件の請負代金の額が 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）である工事

- ② 専任の必要な工事と専任の不要な工事との間の兼務を希望する場合
専任の必要な工事の発注機関に対して申請してください。（専任が不要な工事の発注機関に承認を得る必要はありません。）

なお、兼務を希望する工事がいずれも専任の不要な工事である場合、発注機関の承認を得る必要はありません。

ただし、監理技術者等は施工における技術上の管理（工程管理、品質管理、安全管理等）をつかさどる者であることから、適正な施工の確保に支障をきたすことのないよう、受注者において十分に留意してください。

問5 主任技術者の兼務が可能か事前に確認できますか。

主任技術者の兼務の可否について事前確認を希望する際は、県が入札公告等において指定する日までに、「主任技術者の兼務承認に係る事前審査申請書（様式第2号）」を提出してください。

また、入札手続きと並行して、従事中の工事の発注機関から承認を得る手続きを行い、受注後、「主任技術者の兼務承認申請書（様式第1号）」をあらためて提出してください。

なお、事前確認の結果として兼務ができない工事であった場合や、従事中の工事の発注機関から承認が得られなかった場合は、当該技術者を現場に配置することはできませんのでご注意ください。

問6 一般競争入札の配置予定技術者として、他工事に従事中の主任技術者を申請してもよいですか。

特に制限はありません。

ただし、入札に参加しようとする工事及び従事中の工事に専任の必要な工事が含まれている場合は、配置予定技術者の専任性に問題がないことを確認できる書類（以下①～②のいずれか）を落札決定予定日までに提出してください。

- ① 従事中の工事の完成検査が終了していることを証する書類
工事完成検査結果通知書の写し又は発注機関の受付印がある工事引渡書の写し等
- ② 従事中の工事との兼務が可能であることが確認できる書類
従事中の工事の発注機関から承認を受けた「主任技術者の兼務承認申請書（様式第1号）」

上記の書類の提出がない場合及び②について、入札に参加しようとする工事の発注機関において兼務を承認できない場合は、入札を無効とします。

なお、発注工事が専任を要する工事である場合について、要件を満たした場合の兼務の可否は、入札公告において記載しています。

問7 現場代理人とは何ですか。

現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、当該契約に基づく受注者の権限（請負代金の受領や契約解除等に係る権限を除く。）を行使することができる者です。

現場代理人については、資格等を特に求めるものではありませんが、工事現場の運営や受注者の権限の代理行使に関して支障のない者を選任してください。

なお、監理技術者等（主任技術者又は監理技術者）と現場代理人を同一人が兼ねる場合は、監理技術者等となりうる資格を有する者を配置する必要があります。

問8 現場代理人の常駐とはどういうことですか。

常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、常に工事現場に滞在していることを意味するものです。

現場代理人は、請負金額に関わらず原則として常駐が必要となります。

ただし、請負金額が 4,000 万円未満（建築一式工事については 8,000 万円未満）の工事であって、以下①～②の両方を満たす場合は、常駐を要しないものとします。

- ① 当該工事現場の状況を常に把握でき、かつ発注者の求めにより速やかに工事現場に戻ることが可能であること
- ② 発注者（監督員）との間で常に携帯電話等により連絡をとることが可能であること

また、契約締結後、現場事務所の設置、敷材の搬入若しくは仮設工事等が開始されるまでの期間又は工事の全部の施工を一時中止している期間等、現場での施工が行われていない期間についても、当該期間が発注者との打合せ等により明確になっている場合は、現場代理人の常駐を要しないものとします。

なお、常駐を要しないとされた場合であっても、他の工事に関する現場代理人を兼務することについては、適正な現場管理を確保する観点から、同一人が担当できる現場の数や条件について制限を設けておりますので、発注機関の承認を得る必要があります。

問9 現場代理人は複数の工事を兼務することができますか。

工事現場への常駐を要しないものとされた現場代理人は、以下①～③のすべてに該当する場合は、発注機関の承認を得て、概ね2、3件程度まで、他工事の現場代理人等を兼務することができます。

- ① 現場間の移動時間が概ね30分以内であること又は同一市町内であること
- ② 請負代金の額が4,000万円以上の他の工事現場の主任（監理）技術者又は現場代理人でないこと
- ③ 現場代理人として兼務する工事の契約額の合計が概ね8,000万円以上でないこと

また、主任技術者及び現場代理人を同一人が兼ねる場合であって、主任技術者の兼務が承認されたときは、上記の要件にかかわらず、主任技術者の兼務を認めた工事について、現場代理人の兼務も認めるものとします。

なお、現場代理人の兼務が認められなかった場合は、他の方を選任していただくこととなります。

問10 現場代理人の兼務申請はどのように行うのですか。

契約締結後、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」と同時に「現場代理人の兼務確認申請書（様式第3号）」を提出してください。

また、現場代理人の工事従事状況に変更があった場合は、「現場代理人の兼務状況変更報告書（様式第4号）」を提出してください。

なお、兼務が認められなかった場合は、他の方を選任していただくこととなります。

問11 指導技術者は複数の工事を兼務することができますか。

指導技術者（総合評価方式における若手技術者育成方式試行要領に定める指導技術者）については、以下の①～③の取扱いとします。

なお、兼務できる件数はいずれの場合も指導技術者として従事するものを含めて3件までとします。

① 指導技術者間の兼務の場合

工事現場の相互の移動時間が概ね 30 分又は同一市町内の工事であれば、兼務を認めるものとします。

兼務を希望する場合は、指導技術者として従事中の工事について提出した「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」の写しを、兼務を希望する工事の発注機関に提出してください。

② 指導技術者と主任技術者の兼務の場合

指導技術者を主任技術者とみなし、主任技術者同士の兼務が認められる工事である場合は、指導技術者との兼務も認めます。

兼務を希望する場合は、主任技術者として従事している工事の発注機関に対して、「主任技術者の兼務承認申請書（様式第1号）」を提出し、当該発注機関の受付印の押印された同申請書の写しを、兼務を希望する工事の発注機関に提出してください。

なお、指導技術者と監理技術者については兼務を認めません。

③ 指導技術者と現場代理人の場合

指導技術者を現場代理人とみなし、現場代理人同士の兼務が認められる工事である場合は、指導技術者との兼務も認めます。

兼務を希望する場合は、現場代理人として従事している工事の発注機関に対して、「現場代理人の兼務確認申請書（様式第3号）」を提出し、当該発注機関の受付印の押印された同申請書の写しを、兼務を希望する工事の発注機関に提出してください。

また、指導技術者と主任技術者の兼務が承認された工事については、現場代理人の兼務も認めるものとします。

問12 監理技術者等、現場代理人又は指導技術者を途中で交代できますか。

適切な施工の確保及び入札・契約手続きの公平性の確保の観点から、監理技術者等（主任技術者又は監理技術者）の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職といった、真にやむを得ない場合等に限られています。

監理技術者等に上記のやむを得ない事情が発生した場合は、工事の監督員までご相談ください。（必要に応じて、事情の確認できる書類等の提示を求める場合があります。）

また、指導技術者についても、受注した工事の品質確保に関する責任があることや、総合評価方式における評価項目となっていることから、専任の主任技術者に準ずるものとし、真にやむを得ない場合等を除き、原則として工期途中での交代は認めないものとします。

現場代理人については、交代を認めますが、工事現場の運営や契約上の権限行使に支障を生じないようにしなければなりません。

問13 営業所の専任技術者を監理技術者等、現場代理人又は指導技術者として現場に配置することはできますか。

営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、専任を要する他の業務に従事することはできないものとされています。

ただし、専任を要しない工事の監理技術者等(主任技術者及び監理技術者)※、常駐を要しない現場代理人については、以下の①～③をすべて満たす場合、営業所における技術的な管理、適正な施工の確保や適正な現場管理など、それぞれの業務に支障のない範囲で、営業所の専任技術者を配置することが可能です。

※ 主任技術者の専任を要する工事であって、密接な関係のある他工事との兼務が可能なもの(問3参照)である場合も、営業所の専任技術者との兼務は認めないものとします。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

また、発注機関に対する申請等は要しないものとしませんが、業務の適正な遂行については十分に留意してください。

指導技術者については、受注した工事の品質確保に関する責任があることから、専任の主任技術者に準ずるものとし、営業所の専任技術者との兼務は認めないものとします。

問14 石川県発注工事と他機関（市町等）発注工事について、主任技術者や現場代理人の兼務は可能ですか。

石川県発注工事と他機関発注工事との兼務の場合、石川県として兼務の可否を判断する際には、石川県の基準によるものとします。

他機関の取扱いについては、当該機関にお問い合わせください。